

## 第7章

## 人材育成に向けた支援・施策

## 1

## 知的財産人材の育成

特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、多種多様な知的財産人材の育成と、知的財産マインドの向上を目的に、知的財産人材育成の取組を行っている。

本節では、それらの人材育成の取組について紹介する。

### (1) グローバル知財マネジメント人材の育成

特許庁では、知的財産を事業戦略に巧みに活用できるグローバル知財マネジメント人材を育成するため、2014年度より「グローバル知財マネジメント人材育成推進事業（2014年度～2016年度）」を、2015年度より「英語知財研修プログラム推進事業（2015年度～2016年度）」を実施した。

#### ① グローバル知財マネジメント人材育成推進事業(2014年度～2016年度)

本事業は、我が国企業の収益拡大及び競争力強化のために、知的財産を経営戦略に活用できるグローバル知財マネジメント人材の育成・確保を目的として実施しているものである。なお、知的財産政策に関する基本方針（2013年6月7日閣議決定）においても「我が国の企業におけるグローバルな事業展開を支えるため、事業戦略的な知財マネジメントを構築・実践するグローバル知財人材の育成・確保」について、「政府が主体となってその育成・確保を推進する」と謳われている。

本事業では、外部有識者から構成される委員会において、グローバル知財マネジメント人材の人材像・必要とされるスキルや知識を特定し、開発すべき研修テーマの選定を行い、企業経営幹部、経営企画・事業部門の管理職等を対象に、研修プログラムの策定、教材（自己学習用教材、知財ケース教材（長編・短編）、教材指導ガイド）等の開発を行い、効果の検証のために検証研修を行うサイクル

を3カ年実施した。

また、検証研修を通して得られたフィードバックの内容に応じて、開発した研修プログラム及び教材等を修正等を行い、最終年度である2016年度に研修プログラムを完成させた。民間企業、民間団体、専門職大学院等の人材育成機関に対しては、開発した研修プログラム及び教材等の活用を促すべく、周知・普及を行い、我が国企業等の国際競争力強化に貢献できる人材の育成・確保を推進する。

本事業3年度にあたる2016年度においては、(i) オープンイノベーションマネジメント（主に、企業経営幹部、経営企画部門の管理職向け）、(ii) オープンイノベーションのためのビジネスモデルデザイン（主に、事業部門の管理職向け）、(iii) オープンイノベーションとネゴシエーション（主に、事業部門の管理職向け）の3テーマについて研修プログラム及び教材等を開発し、それぞれ検証研修を実施した。そして完成した教材については特許庁ウェブサイト（[http://www.jpo.go.jp/shiryu/s\\_sonota/teaching\\_case.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryu/s_sonota/teaching_case.htm)）で公表している。

また、本事業の一環として、2017年3月15日に、経営幹部として求められる人材像や人材育成の在り方について考える機会の提供として、「経営幹部のためのグローバルイノベーション2017～IoT・ビッグデータ・人工知能を活用したイノベーションと経営幹部育成～」と題したシンポジウムを開催した。間宮総務部長による冒頭挨拶に続き、富士通株式会社の香川執行役員専務及び、シスコシステムズ

コーポレート・ストラテジック・イノベーション・グループイノベーション戦略・プログラム担当シニアディレクターの Alex Goryachev 氏から、デジタル化時代の新しいイノベーション戦略についての講演の後、本事業委員会の委員を含む6名の有識者によるパネルディスカッションを行った。



パネルディスカッションの様子

## ②英語知財研修プログラム推進事業(2015年度～2016年度)

本事業は、国際知財ライセンス交渉等について概念から実践までの知見・スキルを持ち、海外企業と渡り合える知財人材を確保するために、事業部門リーダー候補・知財部リーダー候補を対象とした、我が国企業のグローバルな事業展開・研究開発活動等において、企業の経営戦略に基づいた知財戦略を実行できる人材を育成するために実施したものである。

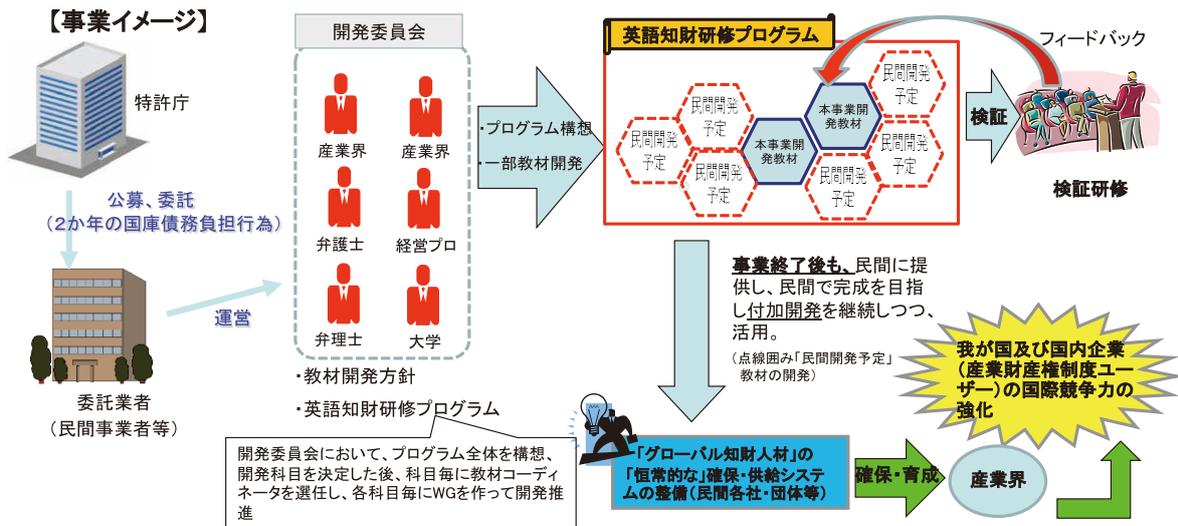
なお、知的財産政策ビジョン（2013年6月閣議決定）においても、「日本の知財システムをグローバルに展開すること及びグローバル知財人材を確保することを目的とした知財教育プログラム（英語を基本）を設け、着実に実行する体制を確立すること」が謳われている。

本事業では、外部有識者から構成される委員会において、英語知財人材の育成に必要な研修プログラムの全体構成及び必要とな

る科目を検討した上で、各企業の有する知財人材育成等の知見・経験・ノウハウを結集して本事業で開発すべき教材（全て英語。教材本体の他、各科目について事前・事後の自己学習用のe-ラーニング教材、教材指導ガイドを予定）の5科目を特定し、科目毎に産・学・プロフェッショナルの多様な有識者からなるWGを構成し、暫定版のプログラム及び教材開発を進めた。そして、2年度目にあたる2017年2月に教材等を用いた効果確認のための検証研修を実施し、検証研修を通じて効果等を検証した。そして完成した教材については特許庁ウェブサイト（[http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s\\_sonota/chizai\\_katuyou\\_eigo\\_kyouzai.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryuu/s_sonota/chizai_katuyou_eigo_kyouzai.htm)）で公表している。

開発した5科目のタイトル及び概要は、それぞれ、科目1「グローバルビジネス戦略概論」（近年の事業環境の変化を踏まえ、グローバルな事業展開に知財や標準を活用するための基本的な考え方を学ぶ。）、科目2「テクノロジーソーシング・M&A戦略」（オープンイノベーションのうち、外部の知識を社内に取り込む形態であるインバウンド型のテクノロジーソーシングに焦点を当て、近年の新たな動向や実行方法を学ぶ。）、科目3「ライセンシングエコシステム～ライセンスによる多角的アライアンス」（異業種や複数企業など多様な主体とのアライアンスを前提とした近年のライセンスと、ライセンスを通じて自社の事業を優位に進める戦略を学ぶ。）、科目4「ライフサイエンス業界の事業戦略と知財マネジメント」（製薬、医療機器、再生医療などライフサイエンス業界の事業戦略を踏まえた知的財産マネジメントを学ぶ。）、科目5「事業ポートフォリオの転換と知財マネジメント」（事業環境の変化を背景とした事業のポートフォリオ転換と、それに伴う知的財産マネジメントの対応を学ぶ。）である。

2-7-1図 英語知財研修プログラム推進事業（2015年度～2016年度）の事業イメージ



## (2) 知的財産専門人材の育成

### ① 弁理士の育成

従来から、経済のグローバル化が進む中、我が国産業の国際競争力を高めるために、知的財産の創造・保護・活用がますます重要となっている。知的財産制度の重要な担い手である弁理士には、これまで以上に知的財産の創造・保護・活用の促進に貢献することが求められている。

特に、中小企業・小規模事業者が知的財産を戦略的に活用していくためには、弁理士によるこれまで以上に裾野広くきめ細かいサービスの提供が不可欠となっている。また、我が国企業のグローバルな事業展開の進展に伴い、我が国からのPCT国際出願件数も年々増加しており、こうした国際展開を着実に進めるためにも弁理士の重要性がますます高まっている。

このような状況下で、知的財産に関する専門技術的な知見を有する弁理士の更なる育成及び活用を図るべく、弁理士法について所要の改正を行ってきた。

#### 【2000年改正】

- ・ 弁理士試験の簡素合理化
- ・ 利用者のニーズの多様化に応じた業務の拡大

#### 【2002年改正】

- ・ 特定侵害訴訟<sup>1</sup>（弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る）における訴訟代理権の付与

#### 【2007年改正】

- ・ 弁理士の有する専門的知見を活用できる分野について業務を拡大
- ・ 弁理士の裾野拡大のため、弁理士試験の免除の拡大
- ・ 弁理士の資質の維持及び向上に向けた研修制度の創設
- ・ 名義貸し禁止規定の導入

#### 【2014年改正】

- ・ 弁理士の使命の明確化
- ・ 発明等の保護に関する相談業務の明確化
- ・ 弁理士の利益相反行為の緩和

また、知的財産に関する専門家・人的基盤としての弁理士の育成・確保を図る措置の一環として、弁理士試験の充実を図るための弁理士法施行規則の改正を行った（2014年12月）。2016年度から実施した新試験において、条約科目を含めて弁理士にとって必要な基礎的知識を確認する手段として、短答式筆記試験へ科目別合格基準を導入し、また、選択問題間の難易度を揃え試験の公平性を担保するため、論文式筆記試験（選択科目）における

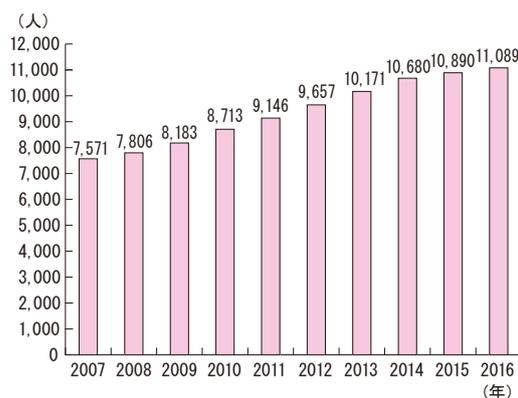
1 特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟。

選択問題の集約を行った。

これらの制度改正を経て、弁理士の数は増加傾向にあり、2016年末時点で11,089人となっている。弁理士数の増加に伴い、2000年法改正の前には弁理士が主たる事務所を置いている地域（弁理士ゼロ地域）が存在していたが、現在では、大半の弁理士が大都市に定着しているといった形での地域偏在は残っているものの、弁理士ゼロ地域については解消されている。

また、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士<sup>1</sup>の数も同様に増加傾向にあり、2016年末時点で3,197人である。

2-7-2図 弁理士数の推移



(備考)2016年12月末における値に基づいている。  
(資料)統計・資料編 第6章3.(1)

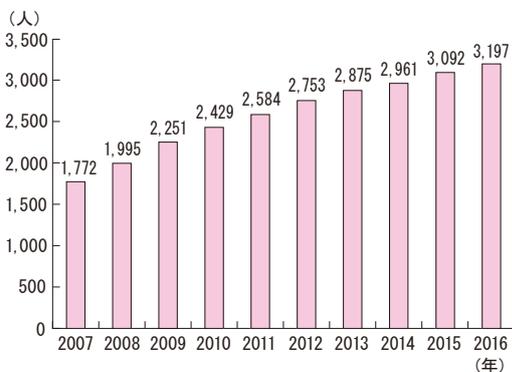
2-7-3図 弁理士の都道府県分布

事務所所在地	人数		事務所所在地	人数		事務所所在地	人数	
	1999年	2016年		1999年	2016年		1999年	2016年
北海道	7	43	静岡県	24	72	山口県	1	8
青森県	0	6	愛知県	161	569	徳島県	3	13
岩手県	2	3	三重県	4	22	香川県	4	12
宮城県	5	24	新潟県	7	21	愛媛県	2	12
秋田県	3	8	富山県	5	18	高知県	1	6
山形県	4	5	石川県	4	15	福岡県	31	96
福島県	3	10	福井県	6	15	佐賀県	0	6
茨城県	17	128	滋賀県	8	78	長崎県	1	3
栃木県	5	31	京都府	45	225	熊本県	4	10
群馬県	9	27	大阪府	595	1,679	大分県	1	6
埼玉県	51	190	兵庫県	60	287	宮崎県	2	9
千葉県	84	202	奈良県	6	53	鹿児島県	2	9
東京都	2,814	6,057	和歌山県	2	10	沖縄県	2	7
神奈川県	231	786	鳥取県	2	4	国外	(統計なし)	99
山梨県	2	17	島根県	0	2			
長野県	13	57	岡山県	14	29			
岐阜県	19	57	広島県	12	43	計	4,278	11,089

(備考)主たる事務所の所在地の弁理士数をカウントしている。また、2016年12月末における値に基づいている。  
(資料)統計・資料編 第6章3.(2)

2-7-4図

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士数の推移



(備考)2016年12月末における値に基づいている。  
(資料)日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成

2-7-5図

日米の弁理士等知的財産専門人材の数

日 本	
弁理士	11,089人
(うち弁護士)	396人

米 国	
Patent Attorney <sup>2</sup>	33,307人
Patent Agent <sup>3</sup>	11,323人

(備考)日本：2016年12月末における日本弁理士会への登録人数。  
米国：2016年12月末における米国特許商標庁への登録人数。  
(資料)日本：日本弁理士会の報告に基づき特許庁作成  
米国：米国特許商標庁ウェブサイト (<https://oedci.uspto.gov/OEDCI/>)において、“Active Attorney”及び“Active Agent”として公表されている数値に基づき特許庁作成

- 訴訟代理人となるのに必要な学識及び実務能力を担保するための研修を修了し、この学識及び実務能力を有しているか判定するための試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格した弁理士が、日本弁理士会において、本試験に合格した旨の付記を受けることにより、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることができる。
- Patent Agentの資格とAttorney at Lawの資格（州の弁護士資格）の両者を有しており、Patent Agentの業務に加えて、米国特許商標庁に対する商標の手続代理や、審決取消訴訟・侵害訴訟の代理等の法律実務も行うことができる者（Attorney at Lawの資格のみではPatent Agentの業務を行うことはできない）。
- Patent Agentの資格を有しており、米国特許商標庁に対する特許（デザインパテントを含む）の手続代理を行うことができる者。

②民間等の知的財産専門人材の育成

INPITでは、民間等の知的財産専門人材を育成するため以下の研修を実施している。

2-7-6図 民間等の知的財産専門人材向けの研修一覧

主な対象者	研修名	研修概要	2016年度 延べ受講者数
先行技術調査に従事する者	検索エキスパート研修 [上級]	特許法についての十分な知識を有する者を対象とし、先行技術調査能力を一層向上することにより、出願及び審査請求の適正化に資する人材を育成する研修	108名
先行意匠調査に従事する者	検索エキスパート研修 [意匠]	意匠法についての十分な知識を有する者を対象とし、製品デザインの意匠権による有効な保護、権利化後の権利範囲を適切にとらえることができる人材を育成する研修	18名
企業の知的財産担当者	特許調査実践研修	特許出願前から特許取得、権利活用に至るまでに必要となる特許審査基準に基づいた特許性の判断や、効率的な特許調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	19名
中小・ベンチャー企業の経営者又は知財担当者	知的財産活用研修 [活用検討コース]	中小・ベンチャー企業が知的財産権を取得・活用することによる成功や、活用できなかった場合を様々な事例等を交えて紹介し、また参加者同士が検討することにより、知的財産をどのように経営に役立てるかという判断能力を養う研修	33名
中小・ベンチャー企業の知財担当者 大学の研究者	知的財産活用研修 [検索コース]	特許情報を活用して、研究のテーマ・方向性を決定するための調査や、特許出願・審査請求の要否の判断をするための調査を的確に行うことができる人材を育成する研修	39名
政府関係機関等における研究機関等の職員	知的財産権研修 [初級]	知的財産に関する業務経験が比較的浅い方を対象に、当該業務を遂行するために必要な知的財産の基礎的知識を習得する研修	125名
中小・ベンチャー企業、 地方自治体、政府関係 機関等の方	知的財産権研修 [産学官連携]	知的財産権制度の概要について知識を有している方を対象に、当該業務を遂行するための知識・能力の一層の高度化を図る研修	33名

③情報通信技術を活用した学習機会の提供

a. eラーニングを活用した人材育成(IP・eラーニング)

「産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題」や「特許・実用新案審査基準の概要」などのeラーニング学習教材を広く一般に提供することにより、日本全国の知的財産関連人材の育成に利用されることを目指している。



IP・eラーニングトップページ

④調査業務実施者の育成

a. 調査業務実施者を育成するための研修(法定研修)

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査の下調査業務を請け負う登録調査機関において調査を行う調査業務実施者(サーチャー)になるための法定研修(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条)を実施している。

精度の高い先行技術文献調査の下調査を行う調査業務実施者の着実な育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するために極めて重要である。

本研修は、調査業務実施者として必要な基礎的能力の修得支援を目的とし、座学を通じて特許実務及び検索実務に関する基本的知識を体系的に学習し、その知識を実習や討論を通じて実践することにより、下調査業務に必要な知識を網羅的に修得できる内容となっている。

◇ 2016 年度実績

延べ受講者数：530 名

### b. 調査業務実施者スキルアップ研修

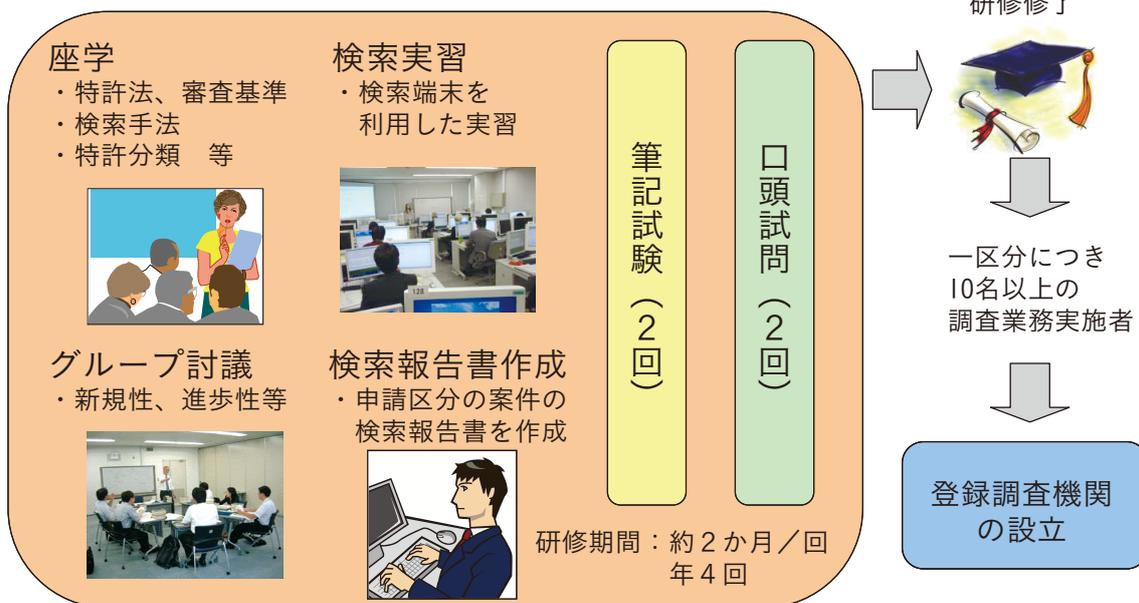
進歩性の論理付けを踏まえた検索の進め方や不適切な検索報告書を校閲・指導する手法等を学ぶことにより、調査業務実施者の中

でも指導的立場にある者に求められる能力を養うことを目的として調査業務実施者スキルアップ研修を実施している。

◇ 2016 年度実績

受講者数：32 名

2-7-7図 調査業務実施者育成研修の概要



### ⑤ 民間の知的財産人材育成機関との連携

INPITは、知的財産人材育成推進協議会<sup>1</sup>に参画し、他の参画機関と、情報交換、相互協力を行うとともに、人材育成の各種取組の普及・宣伝や、知的財産研修に関する横断的事項についての意見を集約し、政策提言を行っている。

また、2016年度は、知的財産人材育成推進協議会の主催により、今後求められる知的財産人材像を示すとともに最先端の知的財産人材育成の方法について紹介したセミナー「進化する産業生態系と「データ主導時代」における新たな知財マネジメントとその人材育成」を3回にわたり開催した。

### ⑥ 他国の知的財産人材育成機関との連携

知的財産人材の育成において、国際協力の必要性が一層高まっていることから、INPITでは、海外の知的財産人材育成機関との連携・協力を行っている。

特に、中国知識産権トレーニングセンター(CIPTC)、韓国の国際知識財産研修院(IIPTI)との間では、定期的に会合を行い、人材育成事業に関する議論を行うとともに、研修カリキュラム等の情報交換、両機関の連携による知的財産人材育成研修の実施等を内容とする協力覚書(MOC)を締結し、具体的な相互協力を進めている。また、ベトナム知的財産研究所(VIPRI)との間では、今後定期的に会合を行い、研修カリキュラムの情報提供等、VIPRIへの人材育成に関する協力を行っていくことに合意した。

1 2006年1月30日に知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会で決定された「知的財産人材育成総合戦略」において、知的財産人材育成推進のための協議会の創設が提言されたことを受けて設立された。

2-7-8図 2016年度におけるIIPTI、CIPTC及びVIPRIとの連携・協力事項

	開催時期 開催場所	概要（主な合意事項と成果）
第4回日韓人材育成機関実務者会合	2016年5月 東京	一般向け研修のカリキュラム及び前年度の研修実績について、今後の情報交換の充実を図ることで合意した。また、研修教材等についても情報交換を行うことで合意した。
第4回日韓人材育成機関連携セミナー	2016年5月 東京	韓国の講演者を招請し、我が国の企業等における知財担当者や弁理士等を対象に、近年の韓国の特許法、商標法及びデザイン保護法の改正について講演を行った。
第10回日中人材育成機関会合	2016年6月 四川省 成都	今後の日中連携セミナーの開催について意見交換を行った。また、中小企業向けの研修等に関する情報交換を継続することで合意した。
第6回日中人材育成機関連携セミナー	2016年6月 四川省 成都	中国国内企業の知財担当者や弁理士等を対象として開催され、日本からの講演者が日本の特許法の最近の法改正について講演を行った。
第7回日中韓人材育成機関長会合	2016年11月 ソウル	日中韓連携セミナーについて毎回eラーニング化を行うことで合意した。また、研修情報、教育教材等を今後も定期的に交換することで合意した。
第5回日中韓人材育成機関連携セミナー	2016年11月 ソウル	韓国国内企業の知財担当者や弁理士等を対象として開催され、各国からの講演者がそれぞれの知財情報提供サイトについて講演を行った。
第2回日越人材育成機関会合	2016年11月 ホーチミン	今後も知財に関する人材育成分野で協力を行うことで合意し、また、次回会合及び連携セミナーを日本で開催することで合意した。
第2回日越人材育成機関連携セミナー	2016年11月 ホーチミン	ベトナムの行政機関、企業、大学等の知財担当者を対象に、日本側が技術開発のプロセスと知的財産の関係について、ベトナム側が行政機関及び大学における知財保護並びに各企業の知財活用事例について講演を行った。

### (3)生徒・学生向けの人材育成

#### ①知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業

特許庁及びINPITは、ものづくりや商品開発等の実践の場を通じて、知的創造力を育む取組を行う専門高校（工業・商業・農業・水産）及び高等専門学校に対し、必要な支援を実施している。これは、アイデアを知的財産へ具体化、模擬的な出願書類を作成する過程等を通じて、生徒・学生に、新しいものや仕組みを企画・提案する「創造力」、その企画・提案を実社会のルールの中で実現させていく「実践力」を身につけ、更にアイデアや創意工夫を実社会の中で形にして活用する「活用力」を養ってもらうものである。

知的財産に関する創造力・実践力・活用力に関する実践的な能力を養成する取組の導入と知的財産権制度に関する基本的な知識の習得を目指す取組の計画を策定し、その実践

を通じて組織的な取組として定着を図っていくことを目的とした「導入・定着型」と、知的財産に関する創造力・実践力・開発力開発事業において知的財産学習の組織的な推進体制ができ、すでに知的財産学習が定着し、新たな特徴ある取組にチャレンジする学校を最大3年間支援することを目的とした「展開型」の二つに分けて募集を行っている。応募校の採択については、外部有識者等からなる「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業選定・評価委員会」において、申請書に記載された取組について審査を行い、2016年度においては、「導入・定着型」として70校、「展開型」として6校（工業：3校、商業：1校、高専：2校）が選定・採択された。また、2014、15年度の「展開型」採択校（13校）が同委員会での評価を受け、2016年度も継続することが承認され、この13校を併せた計89校が実施することとなった。

また、2016年度には、第26回全国産業教育フェア石川大会（さんフェア石川2016）において「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」の採択校22校が参加し、

成果展示を行うとともに、学校での知的財産に対する取り組みについて発表会を実施し、ブースを設け6校（展示2校、発表4校）を表彰した。



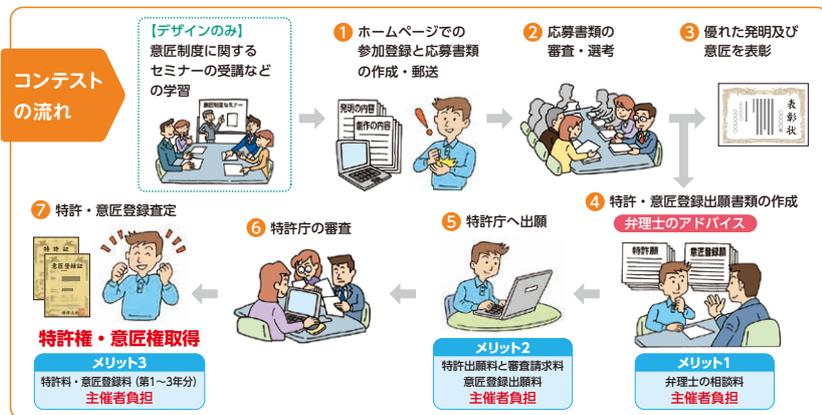
第26回全国産業教育フェア石川大会（さんフェア石川2016）「知的財産に関する創造力・実践力・活用力開発事業」成果展示・発表会

## ② パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

特許庁は、全国の日本の次世代を担う生徒、学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰する「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を、文部科学省、日本弁理士会及びINPITと共に実施している。このコンテストは、生徒、学生等の知的財産に対する意識と、産業財産権制度に対する理解の向上を目的としており、特に優れた発明・デザインについては、実際に発明・デザインの創造から権利取得までを

生徒、学生等が体験できる機会を提供するものである。全国の高校生、高等専門学校生、大学生等から作品を募集し、応募作品の中から特に優れた発明・デザインを出願支援対象として選考し、表彰している。表彰された発明・デザインを創造した生徒、学生等は、出願から権利取得までの過程において、主催者から以下の支援を受けることができる。

- ・ 弁理士によるアドバイス（主催者負担）
- ・ 特許出願料／意匠登録出願料、特許審査請求料、特許料（第1～3年分）／意匠登録料（第1～3年分）<sup>1</sup>の提供



コンテストの流れ

作品募集のポスター

1 2015年度までは第1年分のみ提供。

## 2

## 知財功労賞表彰

経済産業省 特許庁では、「発明の日」（我が国初の特許制度である「専売特許条例」の公布（明治18年4月18日）を記念）に、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っている。両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

2017年度（平成29年度）は、4月18日に東海大学校友会館において表彰式を開催した。

## (1) 知的財産権制度関係功労者表彰

① 経済産業大臣表彰 （五十音順／敬称略）

土生 哲也（東京都）

[弁理士（土生特許事務所 所長）]

■従来、知的財産分野は独自で完結した領域であり、経営戦略との関係を軽視されがちであったところ、金融出身の弁理士として経営と知的財産との関係を探求し、経営に資する知財活動のあり方をいち早く提言。中小・ベンチャー企業の先進事例調査や支援活動を通じた知財活動の効果の多様性の分析・体系化から、知財活動を定着に導くフレームワークなどをパイオニア的に提唱し、中小・ベンチャー企業の知財活用を評価・支援するモデルを開拓。

■中小・ベンチャー企業向けの知的財産権関連支援施策が未確立であった中で、多くの著書、論文、講演等を通じて、このような中小・ベンチャー企業の知財活用モデルの普及、啓発に大きく貢献。特に、経済産業局管内の経営者、知財担当者に対し、経営課題と知財の活用方策を実践的に伝授する「知財塾」の企画を中心的に行い、発足時より自ら講師を務めるなど地域の草の根レベルでも地域企業の知的財産権制度の活用に尽力。

■特許庁における中小企業知財支援施策に加え、関東、中部、近畿、四国、九州の各経済産業局における地域・中小企業支援施策、事業等についても、当初から中心メンバーとして積極的に参画し、同施策、事業の円滑な推進に寄与。さらに、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会構成員として政府の政策立案に貢献。

林 いづみ（東京都）

[弁護士（桜坂法律事務所 パートナー）]

■知的財産法と他の法律とが交錯する領域を中心に知財に精通した弁護士として永年業務に精励するとともに、「弁護士知財ネット」の事務局長を設立から務め、全国で一般相談の受付体制を確立したほか、「知財総合支援窓口」への弁護士の相談員の全拠点配置に寄与するなど知的財産権行政への協力を通じ制度の発展に貢献。また、ジェトロが発足させた「ニセモノ相談ネットワーク」への弁護士の参画を確立させるなど知的財産権の保護に貢献。

■産業構造審議会知的財産分科会委員として、知的財産権を取り巻く状況がグローバルに変化する中で今後の知財政策の方向性、営業秘密保護、商標法改正等の審議に参画したほか、工業所有権審議会弁理士審査分科会試験部会委員として、弁理士試験の公正かつ円滑な運営に長年にわたり尽力。さらに知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会構成員として、政府の政策立案に貢献。

■日弁連知的財産センター委員長として、職務発明制度の在り方などの政策提言を行うなど、知的財産制度の発展に貢献。また、同センター初となるタイへの海外調査の実施や、「ミャンマー知的財産セミナー」を特許庁、ジェトロ及び日本知的財産協会と共催するなど、継続的に米国・欧州・アジアを含む諸外国との知的財産制度の調和に尽力。

## ②特許庁長官表彰 (五十音順/敬称略)

岡本 清一郎 (福井県)

[弁理士 (岡本特許事務所 所長)]

- 弁理士として、福井県内の複数の機関で知的財産権に関する無料相談員を長年務め、多くの個人、中小企業の相談に対応し、同地域の知的財産権制度の普及、啓発及び活用に貢献するとともに、「国際特許出願支援事業」等の選考委員を歴任するなど地域の知的財産権に関する事業への協力を通じ、知的財産権制度の発展に貢献。
- 日本弁理士会常議員、北陸支部長等を歴任。特に平成21年度北陸支部長として、企業活動や地域のブランド作りに欠かせない商標について理解を深めてもらうことを目的とした「商標フォーラム in 福井」を主催し、地元新聞にも取り上げられるなど知的財産権制度の普及・啓発に貢献。

服部 健一 (アメリカ合衆国バージニア州)

[米国特許弁理士 (ウエスタマン・ハットリ・ダニエルズ&エイドリアンエルエルピー 筆頭パートナー)]

- 日米の知的財産権制度に精通した米国特許弁理士の先駆けとして、日本企業の米国での知的財産権の取得や、パテントトロールからの防衛の支援等に尽力。また、特許庁を始め多数の機関で研修講師を歴任したほか、日米の多数の大学において「日米特許法比較」等の講義を行うなど知的財産権に関する日本及び米国の人材の育成に貢献。
- 多年にわたり、内閣官房知的財産事務局や特許庁が行う米国知財制度・運用の調査について、調査団の受入れ等に積極的に協力したほか、米国特許法の改正や新たな判例など米国知財事情を、政府のみならず民間企業等に適時適切に提供するなど知的財産権行政、施策への協力を通じ、知的財産権制度の発展に貢献。

堀川 代志郎 (北海道)

[一般社団法人北海道発明協会 専務理事]

- 北海道発明協会専務理事として、地元の銀

行主催のセミナーで自身の経営者の経験を交えた特許戦略成功企業事例の講演を契機に、全国に先駆けて同銀行と同協会とが連携し「知的財産権活用支援包括提携」を締結。これを受け、知的財産を評価された中小企業に融資が実現し、製品化に繋がるなど同地域における中小・ベンチャー企業の知的財産権の活用に貢献。

- 地域団体商標制度が成立した当初、道内の組合等に対して同制度の概要やメリットを広く周知、協力体制の構築に尽力し、同制度の円滑な立上げに大きく寄与。また、企業経営者の経験をいかし「北海道知的財産戦略本部アクションプラン」の策定に積極的に協力するなど知的財産権行政、施策への協力を通じ制度の発展に貢献。

守屋 文彦 (東京都)

[Nokia Technologies Japan 株式会社 統括責任者]

- 日本知的財産協会理事長、日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会委員など数多くの知的財産権関連団体の役員、委員等を長年歴任し、産業界における知的財産権制度の普及・啓発に貢献。特に日本知的財産協会理事長として、東日本大震災の被災企業等への手続対応について産業界を取りまとめ、特許庁へ提案したほか、海外諸団体との制度の運用調和の議論やWIPOの途上国支援の仕組の基礎となるネットワーク構築などに尽力。
- 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会のWG委員として、ライセンス業務におけるライセンシーの当然対抗制度導入の審議に参画したほか、国の模倣品関係の研究会において、我が国産業界が直面する模倣品対策について積極的に意見を展開し、対応策構築に寄与するなど知的財産権制度の改善発達に貢献。

柳野 隆生（大阪府）

[弁理士（柳野国際特許事務所 所長）

株式会社ノスクマードインスティテュート 代表取締役]

■弁理士登録以来、伝統的な弁理士業務と、ベンチャー起業・経営企画・R&D 支援等の経営コンサル業務を統合させて、経営層に知的財産権活用の重要性を説くとともに、特許権などの知的財産や企業特性、デザインマーケティングを積極的に助言し、中小・ベンチャー企業の企業価値向上に向けた知的財産権の活用へ貢献。

■地域の中小企業がもつ知財の国際標準化に向けた支援のほか、これと連携して、更なるブランディング・新特許の展開、R&D と知財開発の融合、オープンクローズ戦略の利用、新たな海外の展開等、特許・標準・ブランドを総合的に活かした経営戦略をアドバイスすることにより、地域の中小・ベンチャー企業の知財の経営戦略への活用を総合的に支援。

## (2) 知的財産権制度活用優良企業等表彰

### ① 経済産業大臣表彰 （表彰区分／五十音順）

[特許活用]

興研株式会社（東京都）

■知的財産に関する会議体として「知財会議」と「発明審査委員会」を設けて、経営層を含めて出願方針の決定や職務発明の評価を実施。また、知的財産に関する規程類として、「知的財産権管理規程」、「知的財産権査定基準」、「機密情報管理規程」の他、開発段階で自社が既に保有する特許技術等を活用できないか検討するステップなどを定めた「製品開発業務規程」を整備。

■技術本部内に知的財産の専任スタッフを配置し、開発段階から関与して、特許の先行調査や他社の特許動向調査などの情報提供及び職務発明の受付から権利の維持管理までの知財活動を実施。また、実際に事業化した自社技術の発明を例に研修教材を作成して知財教育を実施。

■特許出願時は、基本特許だけでなく周辺特

許を出願し、特許ポートフォリオを構築して特許を戦略的に取得。基幹技術であるフィルタ技術や気流コントロール技術を応用して、ISO クラス 1 のスーパークリーン空間を建屋を建設せずに形成する装置「KOACH」を新たに開発して製品化し、クリーン分野の事業展開を本格化。現在、同製品の特許を日本及び世界各国（アメリカ、欧州、中国、韓国、ASEAN、インド、オーストラリア、ロシア等）に出願。世界に向けて事業展開すべく同製品の特許網構築を図っている。

学校法人常翔学園 大阪工業大学（大阪府）

■国内唯一の知的財産学部として、これまでに 10 期生約 1400 名、また、知的財産研究科（大学院）は、10 期生約 340 名を社会に送り出している。アカデミックな観点だけでなく、産業界の要請に応える知財人材を養成するのに適したカリキュラムポリシーを策定している。また、研究機関として、知的財産に関する各種規程を整備し、中小企業と連携して新技術の実用化に向けた活動をしている。

■2008 年度より海外研修員の受入事業に参画し、英語での知的財産分野の長期研修を実施。また、多くの方々に知財への関心を持ってもらうため、2015 年に外部機関と協力して、国内社会人を対象に知的財産に関する基礎的な知識を教える無料のオンライン講座を開設。これまでに数千人の視聴者に授業を提供。

■知的財産学部の学生で組織する「知財 PR 隊」という活動があり、特許技術などの知的財産を新たなビジネス開拓に繋げることを目的に、中小企業などと実際に連携を図りながら企業の知的財産活動を支援する取組を実施。また、地域の各機関と共催で「知的財産研究会」や「モノづくり企業のための知的財産入門セミナー」を定期的に開催。関西地区の企業や弁護士・弁理士及びものづくりに関わる中小企業経営者が知的財産に関する先端的知識等を得る場となっており、入門セミナーは知的財産に関する個

別相談の場としても機能している。

### 東海光学株式会社（愛知県）

- 2004年に経営層主導で知的財産部として独立させて専任担当者を配置。知的財産を統括する「職務発明審査会」を組織して、知財状況の報告、報奨制度の運用管理等を実施。また、国内外の特許等の出願管理に加えて、ノウハウ管理や知財に関する契約内容の確認、開発部門のアイデアの汲み上げ、先行調査・他社特許動向分析などを実施。特に重要な他社特許約3千件について、内容の重要度をランク付けして社内データベースとして整備している。
- メガネの商品サイクル（3年）を踏まえて、3年間で販売製品が一新できるように毎年新商品の販売比率を毎年30%維持すること及び製品開発に連動した特許出願目標などを会社の中期経営計画に盛り込み、会社全体で知財活用の取組を推進。また、海外市場への参入を見据えて米国、欧州（イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ベルギー）や、中国など海外に多数特許を出願。
- 高品質なレンズの開発・製造だけでなく、脳科学の観点からアプローチした設計の商品開発にも取り組んでいる。また、内閣府革新的研究開発推進プログラム「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」の「HealthcareBrain チャレンジ」優秀入選アイデアに選定された、女性の悩みを軽減する新しいコンセプトのメガネ「美美Pink」を開発。特許出願して商品化している。

### 株式会社フジコー（福岡県）

- 経営層の知財意識は高く、新規事業の立ち上げに伴い、2011年に技術開発センター内に「知財法務班」を組織して社内の知財体制を強化。毎週開催される「研究進捗状況報告会」に知財法務班も参加してアイデアの汲み上げを行い、毎週先行調査・他社特許動向をウォッチングして開発担当者へ提供。また、自社の事例を用いたオリジナ

ルの知財テキストを作成して社内知財教育を実施。

- 創業以来技術や特許取得を重視し、基幹事業の鉄鋼事業はロール製造技術、金属表面処理技術、接合技術などで世界最高レベルの技術を開発して多数の特許を取得。近年開発した自社技術を生かし、新たに海外への鉄鋼事業進出を見据えて、世界各国（米国・欧州・ロシア・中国・韓国・インド）へ特許を出願。
- 基盤技術である金属表面処理技術で培った高い溶射技術を用いて、大学などと連携して光触媒を製品基材に溶射成膜させることに取り組み、異業種新規分野となるライフサイエンス商品の超高機能ハイブリッド光触媒を開発。多数の特許を取得して商品化し、新たな環境事業（新規事業）をスタートさせている。近年では、JAXAとの有人宇宙船内の殺菌・消臭に向けた共同プロジェクトや、養鶏場等での鳥インフルエンザ対策としての利用が期待されている。

### 大和製衡株式会社（兵庫県）

- 「稼ぐ特許」の実現を目指すなど経営層の知財意識は高く、弁理士資格者を含む9名体制の知財担当部門を設置。各事業部から提出されたアイデアは知財部門が技術内容を確認して先行調査を実施し、製品化を意識して権利範囲が狭くならないか、ノウハウとして秘匿するものはないか等、経営の目線を含めて確認。他社の上手な請求項の表現ぶりなどを参考にして明細書の記載文言の技術向上にも取り組んでいる。また、国内外の競合企業の出願情報を漏れなく入手するため、過去10年分以上の特許情報を自社の製品分類コードに体系化した社内データベースを整備。
- 時速80Kmの速度で走行するトラックの重量や重心の高さを一瞬で測定する世界初の重心測定器「トラックスケール」などニッチな製品が多数存在。主力製品である「組合せはかり」は、国内及びアメリカやヨーロッパなどで特許を取得し、世界的にも高い

シェアを持つ。

- 計量の新たなコンセプトを創出するため、大学等と共同で自社の体脂肪率の測定技術を転用して魚のおいしさの指標の1つである脂質の含量を非破壊で測定する魚用品質状態判別装置「フィッシュアナライザ」を開発。特許出願して商品化。本商品で魚の旨みや鮮度を客観的に測定することが可能となり、全国の漁協などで魚のブランド力強化や漁価低下を止めるための有効策として期待されている。

### [意匠活用]

#### タイガー魔法瓶株式会社(大阪府)

- デザイン戦略を企業理念の上位概念として位置付け、デザインの統一化や品質向上を図っている。自社製品の印象を集約するために基本色を制定した「カラーレギュレーション」、どの製品でも均質な操作性を確保するために文字やボタンの色・大きさを制定した「操作系レギュレーション」などを設定して、より強固なブランディングを構築。全体意匠で製品全体を保護し、これに加えて操作部や各パーツ等を部分意匠で抑え、多様な用途に応じた形状で商品展開するものはバリエーションを関連意匠で保護。また、1つの製品を特許・意匠・商標の複数の権利で保護する知財ミックスも実施している。
- 各技術部門毎に特許審査員を配置して、デザイン部門と定期的に意匠会議を開催し、アイデアの共有や出願方法の検討などをスピーディに行う体制としており、国内意匠は原則自社で出願手続を実施。
- 海外のオンラインサイトで発見された同社製魔法瓶のデッドコピー品製造業者に対して、模倣品対策を実施。定期的に海外オンラインサイトを監視して模倣品販売業者のリンク削除や、現地代理人を使って市場における模倣品の流通調査や行政摘発などを実施し、模倣行為に立ち向かう姿勢を示すことで、模倣行為に立ち向かう会社姿勢を広く認知されるようにしている。

### [商標活用]

#### フォーモストブルーシール株式会社(沖縄県)

- ブランド価値の育成を経営戦略の中心に据えており、ブランドの活性化のために、2013年にブランドマークから「フォーモスト」の頭文字「f」を外して、地域でよく親しまれている名前の「ブルーシール」を強調したデザインへと一新。また、国内外からの観光客へのアピールとして、「ブルーシール」の名を使用した各種グッズを開発・製造・販売している。他企業とブルーシールとのコラボレーションなどにも取り組んでおり、2014年に沖縄県内の企業と同社が監修して、温度を気にせず常温で持ち運ぶことができ、凍らせるとアイスクリームのような食感になる「ブルーシールクールクールプリン」を商品化。
- 知財に関する業務は、自社内で特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)による先行調査を行い、その他の出願手続や権利取得後の更新管理、ライセンス契約手続については、特許事務所と連携をしながら実施。
- アイスと相性の良い沖縄県産素材を生かした商品開発にも取り組み、「塩ちんすこう」や「紅イモ」などのアイスの商品化。2016年にオープンしたブルーシール「アイスパーク」は、県内初のアイスバーデコレーション体験が出来る施設として、観光客の誘致効果にも繋がり、地域活性化の一端を担っている。

### ②特許庁長官表彰

(表彰区分/五十音順)

### [意匠活用]

#### オムロンヘルスケア株式会社(京都府)

- 「ヒトを想うカタチ。」をデザインコンセプトに使用者の目線での商品開発を追求し、使いやすさと精度を重視した製品で日々の健康づくりに貢献している。自社と他社のデザインの変遷を並べた意匠ポートフォリオを構築し、新しいデザインにはバリエーション展開を考えて関連意匠を追加したり、今後共通化が予想されるデザインには部分意匠を用いる等、広い権利範囲で意匠権取

得を進めている。

- 開発部門、事業企画部門、デザイン部門等多くの関係者と連携しながら、知財戦略を策定し、特許権、意匠権、商標権の創出・取得・活用を実行している。
- 世界最高品質の自社製品をユーザーに届けるため、国内外で模倣品の取締り活動を実施している。海外における模倣品対策の取組として、模倣品を扱うインターネット上の販売店舗情報から販売・流通・製造業者を含む複数の業者を特定し、意匠権に加え、特許権や商標権を用いた警察による一斉取締りを実施してきた。その結果、これまでに多くの模倣品を押収しており、模倣品対策の成果を挙げている。

#### 株式会社ホンダアクセス（埼玉県）

- デザイン戦略においては、鮮度の高いデザインをスピード感をもって発信することを重視。開発段階から機能と意匠を高次元で融合させ、1人のデザイナーが車のエクステリアからインテリアに至るまで一貫して手掛ける「ワンパック開発」により、車種ごとに世界観が際立つデザインとしている。部分意匠・秘密意匠制度も活用しながら意匠権を取得する他、特許権や商標権を同時に取得し、複数の権利で用品の知財ポートフォリオを形成して製品を保護。
- 事業、知財、技術の三位一体の知財活動展開のため、総務部内に法務知財ブロックを設置して、出願前の先行調査、他社特許・意匠・商標の動向の把握、知財委員会による発明の評価・表彰を実施。経営側と現場責任者に対して、四半期毎に出願状況のIPレポートを回覧し、開発現場責任者と知財会議を実施。知財情報の発信、知財創出から訴訟まで幅広い活動をグローバルで展開。
- 国内及び海外において模倣品対策の取組を実施。国内ではオンラインショッピングサイト上のフロアマット模倣品掲載業者に対する警告や刑事訴訟を提起。海外では、現地事業所に協力を仰ぎ、現地模倣品業者へ

の警告や製造業者に対する民事訴訟を提起。エアロパーツ等の工場・倉庫の摘発や多数の侵害品の差止を実施している。又、現地模倣品製造業者への警告後に和解契約が成立した相手方と意匠権のライセンス契約を締結。模倣品対策の成果を挙げている。

#### 〔商標活用〕

##### 紀州農業協同組合（和歌山県）

- 「紀州みなべの南高梅」を地域団体商標登録後、対象商品や認定手続き及び認定審査等を定めた地域団体商標の使用要領を制定。使用については組合が事実関係を調査して、必要に応じて使用の停止を促すなどの権利行使を実施。また、トレーサビリティシステムを構築して商品の品質管理を徹底してブランド構築を行っている。
- 梅の調理法や健康効果を普及する取組として、組合員の女性で構成される「梅愛隊」を組織し、全国各地のスーパーや小中学校に訪問して全国各地で梅の講習会を実施。また、大手出版社などと連携して2016年に食育本「梅パワーのひみつ」を発行。全国の小学校や図書館に2万5千部を無料配布。また、梅のブランドの育成と新たな消費者を獲得する取組として、デザート感覚で食することができる梅干「tomato-ume」を商品化。これらの取組により「紀州みなべの南高梅」の梅のPRへと繋げている。また、梅と米のコラボで日本食をPRするため、2016年にみなべ町と南魚沼市において日本の食文化推進連携協定を調印。
- 農業協同組合、生産者、市町村が連携して地域全体で「紀州みなべの南高梅」のブランド育成の取組を推進。「紀州みなべの南高梅」は、全国の青梅の市場価格を牽引するまでに成長しており、市場関係者からの信頼も高い。

##### キッコーマン株式会社（千葉県）

- ブランドを「コーポレートブランド」と「商品群ブランド」で体系化し、顧客への想い

を込めたブランドの「約束」と「スローガン」を策定して、ブランド構築を進めている。知的財産権のライセンスポリシーとして、グループ会社保有の知的財産は独占的な使用・実施が原則だが、ブランド価値向上の取組として、同社製品を使用した食品を販売するメーカーなど、他社との相乗効果が見込まれる場合には、同社ロゴの使用を許諾。

- 全事業会社の知的財産を知的財産部が一元管理。国内の商標出願は出願から権利化までの対応を90%以上自社で実施。海外の商標権についても、商品の使用態様に応じて、事業部門と連携を密に図りながら権利網を構築。

- 日本の食文化に根ざした調味料「しょうゆ」を世界ブランドとして世界各地の食文化と融合しながら市場を開拓し、製造販売拠点を設け、ブランド管理を徹底。世界各国で「KIKKOMAN」、「六角形マーク」の権利化をしており、2016年時点で160カ国以上で権利化。また、本社内の国際事業部門と模倣品対策の方針について協議し、現地会社と連携を図りながら模倣品対策を実施。しょうゆの模倣品が流通しているアジア等の海外地域で行政摘発や刑事訴追するなど、模倣品に対する監視・対応を強化。